

令和 7 年 8 月 28 日 開 会

令和 7 年 8 月 28 日 閉 会

佐賀県東部環境施設組合議会

定例会会議録

佐賀県東部環境施設組合議会

令和7年8月定例会会期日程

日 次	月 日	摘要	要
第1日	8月28日 (木)	開 会 会期決定 8月28日（1日間） 会議録署名議員の指名 経過報告 提案理由の説明 議案第6号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕 議案第7号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕 閉 会	

8月定例会付議事件

1 管理者提出議案

[令和7年8月28日提出]

議案第6号 令和6年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について [認定]

議案第7号 令和7年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号） [可決]

令和 7 年 8 月 28 日

議場：佐賀東部クリーンエコランド 4 階 大会議室

1 出席議員氏名

議長	松隈清之		
森山林	中村直人	中川原豊志	飛松妙子
西依義規	野副芳昭	原口ひさよ	中野均
馬場茂	吉富光三郎	大川隆城	吉富隆
平野達矢	園田邦広	古賀通	

2 地方自治法第121条による説明員氏名

管理 者	向門慶人	副管理 者	實松尊徳
副管理 者	伊東健吾	副管理 者	武廣勇平
事務局長	三澄洋文	事務局次長	相浦正名
総務係長	執行祐恒	総務係主任	大隈弘貴
事業1係長	赤司隆則	事業2係長	古澤貴裕

3 議会事務局職員氏名

事務局長	三澄洋文
総務係長	執行祐恒
総務係主任	大隈弘貴

4 議事日程

日程第1	会期決定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	経過報告
日程第4	提案理由の説明 議案第6号～議案第7号
日程第5	議案第6号 令和6年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定 について (質疑、討論、採決)
日程第6	議案第7号 令和7年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算 (第1号) (質疑、討論、採決)

開会

午後 2 時 00 分

開議

松隈清之議長

本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は、16名です。

なお、本日岡毅副管理者から欠席届が出されておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年8月佐賀県東部環境施設組合議会定例会を開催いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

日程第1 会期決定

松隈清之議長

日程第1、会期決定の件を議題といたします。

会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

日程第2 会議録署名議員の指名

松隈清之議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第94条の規定により、議長において中川原豊志議員、原口ひさよ議員を指名いたします。

~~~~~

## 日程第3 経過報告

松隈清之議長

日程第3、経過報告につきましては、お手元に印刷物を配付いたしておりますので、御了承のほどよろしくお願ひいたします。

~~~~~

日程第4 提案理由の説明

松隈清之議長

日程第4、提案理由の説明を求めます。

向門慶人管理者

はい。

松隈清之議長

向門慶人管理者。

向門慶人管理者

はい。本日は、御多忙の中、御出席頂きまして、誠にありがとうございます。

また、議員の皆様におかれましては、日頃から本組合の運営につきまして御指導、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、提案いたしております議案は、お手元にお配りしております議案第6号及び議案第7号の2件でございます。

まず、議案第6号「令和6年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について」でご

ざいます。

令和6年度一般会計決算につきましては、歳入総額17億7,491万8,973円、歳出総額16億1,355万1,923円、歳入歳出差引額1億6,136万7,050円となっており、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第7号「令和7年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」につきましては、令和6年度決算に伴う組合負担金の精算金を計上しております。

補正金額につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,220万9千円を追加し、一般会計の総額を歳入歳出それぞれ23億6,537万円とするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

日程第5 議案第6号 令和6年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について

松隈清之議長

日程第5、議案第6号「令和6年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

三澄洋文事務局長

議長。

松隈清之議長

三澄事務局長。

三澄洋文事務局長

はい。事務局長の三澄でございます。

よろしくお願いします。

それでは、議案第6号「令和6年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定」につきまして御説明いたします。

資料につきましては、令和6年度佐賀県東部環境施設組合歳入歳出決算書の2ページ3ページ目をお願いいたします。

まず、歳入でございます。

予算現額の合計 17 億 3, 743 万 8 千円に対しまして、調定額、収入済額の合計はいずれも 17 億 7, 491 万 8, 973 円となりまして、不納欠損額及び収入未済額はございませんでした。

1 番右の欄に予算現額と収入済額との比較を載せております。

この中で、使用料及び手数料、こちらが収入減となっておりますけれども、これにつきましては、リサイクル施設へ搬入されましたごみの量が当初の見込みよりも少なかったということが主な要因となっております。

一方で、諸収入のうちの雑入、こちらが収入増ということになっております。

こちらは、焼却施設の売電収入が当初の見込みよりも多かったということ、それからリサイクル施設に搬入されましたアルミ、ペットボトルなどの資源ごみの売扱単価、こちらが当初見込みよりも高かったということが主な原因でございます。

続きまして、4 ページ 5 ページをお願いいたします。

次に歳出でございます。

予算現額の合計 17 億 3, 743 万 8 千円に対しまして、支出済額の合計が 16 億 1, 355 万 1, 923 円でございまして、この結果、不用額の合計は 1 億 2, 388 万 6, 077 円となりました。

こちらも、1 番右の欄の予算現額と支出済額との比較で申しますと、全体的に支出減という傾向となっているところでございます。

特に真ん中の衛生費につきまして、こちらは最初でも申し上げましたように、リサイクル施設に搬入されるごみの量が当初の見込みよりも少なかったということなどから、処理にかかる経費が抑えられたことが大きな支出減につながったところでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入歳出の差引残額につきましては、1 億 6, 136 万 7, 050 円となり、翌年度へ繰り越す財源はございませんので、歳入歳出の差引額は同額となっております。

これより、事項別明細について主なものを御説明いたします。

8 ページ 9 ページをお願いいたします。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 負担金、節 1 負担金の収入済額 10 億 7, 750 万 7 千円でございます。

こちらは、各構成市町からの負担金でございまして、備考欄に構成市町ごとの負担額を記載しております。

内訳につきましては、別紙でお配りしております、令和 6 年度主要な施策の成果に関する

説明書、こちらでございますけれども、こちら2ページの上の方に、構成市町別負担金一覧というものを載せておりますので、こちらで御説明をさせていただきます。

まず、1列目の建設負担金公債費、それと3列目の建設負担金リサ施設建設費、こちらにつきましては、均等割10%、人口割90%の割合で、全構成市町より御負担を頂いております。

このうち、建設負担金リサ施設建設費の鳥栖市分でございます。

1番上にありますけれども、1億38万6千円。

こちらにつきましては、次期リサイクル施設計画支援業務として負担をされている7,087万6千円を含んでいる額というふうになっておるところでございます。

それから、4列目の建設協力金6,500万円につきましては、鳥栖市以外の1市3町より御負担を頂いておりますので、1市3町における均等割の10%、それから人口割90%の負担となっているところでございます。

最後5列目の管理運営費につきましては、焼却施設とリサイクル施設、両施設の管理運営費でございますので、均等割10%と、全てのごみの排出割90%の負担割合で、全構成市町より御負担を頂いているところでございます。

それでは、決算書の8ページ9ページに戻っていただきてよろしいでしょうか。

続きまして、中段になりますけど款2使用料及び手数料、項2手数料、目1衛生手数料、節1衛生手数料の2億3,862万7,600円でございます。

こちらは、焼却施設とリサイクル施設で頂いたごみ処理手数料でございます。

続きまして、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1衛生費国庫補助金、節1清掃費国庫補助金の1,766万8千円でございます。

こちらは、次期リサイクル施設に係る循環型社会形成推進交付金でございまして、交付金対象事業といったしましては、次期リサイクル施設の敷地造成等実施設計業務、次期リサイクル施設の事業者選定アドバイザリー施設業務、埋設文化財発掘調査業務などとなっております。

続きまして1番下、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の5,769万4,286円でございます。

こちらは、令和5年度の決算に伴う繰越金でございます。

10ページ11ページをお願いいたします。

こちら1番下になりますけれども、款5諸収入、項2雑入、目1雑入、節1雑入の3億8,335万8,375円でございます。

こちらは、主に焼却施設における売電収入の2億9,152万5,524円。

それから、リサイクル施設に搬入された金属類や古紙、ペットボトルなどの有価資源物売
払金、こちらが9,020万5,110円などとなっております。

このほかに、ほりだし市でリサイクル品を売り払う再利用品売払金の74万7,918円。

あと、1番下に雑入で記載をしておりますけれども、基礎年金の事業者負担率改正に伴う
返還金、こちらが47万4,851円などとなっております。

続きまして、12ページ13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬の29万3,783円。

それと、節8旅費の15万8,600円でございます。

こちらは、組合議員16名様の報酬、それから議会等への出席費用弁償でございます。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬の1,628万3
76円から、その下の節4の共済費1,132万1,383円まででございます。

こちらは主に、会計年度任用職員7名、それと、本組合で雇用いたしておりますプロパー
職員6名の報酬、給料、諸手当、社会保険料の事業主負担分などでございます。

このうち報酬と給料につきましては、本組合が準用しております鳥栖市職員等の給与条例、
こちらに改正がございましたので、節18の負担金補助及び交付金より予算の流用を行って
いるところでございます。

続きまして、1番下、節8旅費の175万8,450円でございます。

こちらは、会計年度任用職員の通勤手当の費用弁償、あと職員の一般旅費などでございま
す。

14ページ15ページをお願いいたします。

続きまして、上から三つ目になりますけれども、節11の役務費、405万1,397円
でございます。

こちら主に、電話、ネット回線などの使用料、建物公用車等の保険料などとなっておりま
す。

続きまして、節12委託料の371万7,828円でございます。

こちらは、主にホームページの保守業務、それから改修業務の委託、あと財務会計システ
ムの改修業務委託などでございます。

ホームページの改修業務委託につきましては、リサイクル施設の円滑な施設運営を図るた
め、改修費用が不足しましたことから、節10の需用費より流用を行っているところでござい
ます。

続きまして、節13使用料及び賃借料の414万5,798円でございます。

こちらは、主にパソコンや公用車などのリース料、あと各種システムの使用料などでございます。

続きまして、節18負担金補助及び交付金の1億5,410万2,966円でございます。

こちら、主に鳥栖市へ負担をする建設協力金、あと各構成市町へ負担をする派遣職員、こちら12名分でありますけれども、こちらの負担金などでございます。

このうち派遣職員負担金におきまして、当初の見込みよりも少なかったということから不用額が多く出ているところでございます。

続きまして、1番下、節22償還金利子及び割引料の4,441万2,286円でございます。

こちらは、令和5年度の決算に伴いまして、組合負担金の精算がございましたので、そちらを備考欄に構成市町への返還額ということで記載をしているところでございます。

続きまして、16ページ17ページをお願いいたします。

さらに、款2監査委員費、目1監査委員費、節1報酬の1万3,650円と、節8の旅費2万800円でございます。

こちらは、監査委員2名様の報酬、それと検査等への出席費用弁償でございます。

続きまして、款3衛生費、項1清掃費、目1リサイクル施設建設費、節12委託料の7,640万3,652円でございます。

こちらにつきましては、先ほど言いました、主要な施策の成果に関する説明書、こちらになりますけれども、こちらの4ページ、こちらに主要な施策の成果というものを載せておりますので、併せて御覧頂ければというふうに思っているところでございます。

また決算書に戻っていただきまして、備考欄から説明いたします。

敷地造成等実施設計業務委託料の2,681万8千円。

それと、その下の技術支援業務委託料の341万円でございます。

こちらは、搬入道路、それから敷地造成、擦り付け道路などの実施設計を行いますとともに、事業の品質管理や全体工程の円滑化を推進するため、専門の公共団体に対しまして、技術的・専門的な助言等支援の委託を行ったものでございます。

続きまして、事業者選定アドバイザリー業務委託料の1,694万円と、その下の技術支援業務委託料の161万7千円でございます。

こちらは、次期リサイクル施設の事業者選定に係る募集図書の作成、評価公表等に係る事務、事業者選定委員会の運営など、事業者選定に必要な手続きの業務委託を行ったものでございます。

また、募集図書の作成などに関しまして、専門の公共団体に対して、技術的・専門的な助

言等支援の委託を行ったものでございます。

続きまして、その下、図書作成業務委託料の147万4千円でございます。

こちらは、次期リサイクル施設の建設におきまして、林地開発の許可が必要であったことから、林地開発許可のための申請図書作成として97万9千円の委託を行い、令和6年10月に林地開発の許可を得たものでございます。

また、ごみ処理場としての都市計画決定も必要でございましたので、都市計画決定に係る図書作成として49万5千円の委託を行い、こちらは令和6年12月に都市計画決定がなされたものでございます。

その下、埋蔵文化財発掘調査業務委託料、2, 416万4, 652円でございます。

こちらは、文化財保護法の規定に基づき、令和5年度より実施をしており、令和6年度につきましては、約4, 200平米の調査を行ったところでございます。

調査の結果、当初の見込みよりも、作業手間がかかるような大きな古墳の発掘が少なかつたということから、人件費、あと測量などの経費等が抑えられまして、不用額が多くなったというところでございます。

その下、井戸水モニタリング調査業務委託料、198万円でございます。

こちらは、建設地周辺の世帯において、井戸水の利用があるとのことから、建設地で1か所、あと周辺の民家で5か所、合計の6か所において、井戸水の水質、それから水位の調査委託を行ったものでございます。

調査結果といたしましては、水質・水位ともに異常はございませんでした。

続きまして、節14工事請負費の5, 438万200円でございます。

まず、備考欄、敷地造成工事600万円でございます。

こちらは、次期リサイクル施設敷地造成の準備工でございまして、事前測量、資材の購入、現場事務所の設営などの費用でございます。

その下、伐採工事の4, 838万200円でございます。

こちらは敷地造成の事前工事として、区域内の樹木約2, 300本の伐採工事を行ったものでございます。

これにつきましては、別添の参考資料、こちらの次期リサイクル施設整備に係る敷地樹木伐採工事というものをお配りしておりますので、こちらで御説明をしたいと思います。

こちらになります。

こちらで説明させていただきます。

この樹木伐採工事につきましては、当初予算額6, 000万円の御承認を受けまして、コスト縮減の積算に努めた結果、①の547万3千円を残した5, 452万7千円の設計額に

て、工事発注を行っております。

また競争入札においては、この設計額に対して、入札率が約98%であったことから、②の入札減額106万7千円が発生したところでございます。

今回の工事におきましては、古木それから竹などの伐採等の追加による725万5千円の増額、あと、固定価格買取制度の活用により、伐採樹木の売却分として1,233万4,800円の減額が生じまして、トータル③の工事変更減、507万9,800円となっております。

のことから、①の予算残と、②の入札残、あと③の工事変更の減額分というものを合計いたした額、こちらが1番下に書いておりますけれども、今回の不用額ということでございます。

決算書に戻っていただきまして、目2焼却施設運営費、節12委託料の7億5,296万6,345円でございます。

こちらの主要な施策の成果に関する説明書の5ページに、主要事項の成果を載せておりますので、こちらも併せて御覧頂ければというふうに思います。

決算書の備考欄でございます。

焼却施設運営業務委託料、5億1,545万9,779円でございます。

こちらは焼却施設の運営業務を、特別目的会社である、佐賀県東部環境テクノロジー株式会社に委託を行っております。

続きまして、焼却施設運営モニタリング業務委託料の343万2千円と、その下、技術支援業務委託料の254万1千円でございます。

こちらはD B O事業による運営業務において、契約の適正な履行の監査、当特別目的会社の財務モニタリングなどの委託を行ったものでございます。

また併せて、組合職員が特別目的会社の運営モニタリング業務を実施するに当たって、専門の公共団体に対して、技術的・専門的な助言等支援の委託を行ったものでございます。

続きまして、環境影響評価事後調査業務委託料2,146万1千円と、その下の技術支援業務委託料の127万9,300円でございます。

こちらは、佐賀県環境影響評価の条例に基づきまして、焼却施設や、またその周辺における供用時の大気質、それから騒音・悪臭などの調査を行いまして、環境への影響について確認評価を行ったものでございます。

また、この調査結果につきましては、適正な検証を行うため、専門の公共団体に対し、技術的・専門的な助言等支援の委託を行ったものでございます。

続きまして、焼却残渣運搬業務委託料の3,845万8,552円と、その下、資源化等

業務委託料の1億7,033万4,714円でございます。

こちらは焼却に伴います焼却灰、焼却飛灰等をセメントの原料などにするため、資源化施設まで運ぶための運搬委託料、あと資源化するための資源化委託料になっております。

これにつきましては、主要な施策の成果に関する説明書の8ページに佐賀東部クリーンエコランド焼却処理等状況というものを載せておりますので、こちらでちょっと御説明をしたいと思います。

8ページの上になります。

この表で申し上げますと、1列目の焼却量につきましては、見込み量に対しまして、実際の焼却量が約0.8%の増ということで、ほぼ同じ量の結果でございました。

一方で、2列目の主灰の排出量、こちらが約14%増に対して、3列目の飛灰の排出量が約20%減ということで、飛灰のほうが少なく出た結果となっているところでございます。

この飛灰の処理費でございますけれども、主灰の処理費よりも2倍ほど高いという状況でございますので、今回、飛灰の搬出量が当初見込みよりも少なかった分、不要額が多く出ているところでございます。

それから、決算書の16ページ17ページをお願いいたします。

1番下の節18負担金補助及び交付金の240万3千円でございます。

こちらは焼却灰等の資源化委託に伴いまして、福岡県苅田町へ持ち込む焼却灰、こちらの量に応じて、環境保全協力金を負担したものでございます。

18ページ19ページをお願いいたします。

続きまして、目3リサイクル施設運営費（プラザ棟）節12委託料の1,107万2,230円でございます。

こちらは、主に施設の清掃、保守点検業務委託料、周辺緑地の管理委託及び周辺環境の調査業務委託などでございます。

このうち、周辺環境の調査といたしましては、リサイクル施設内にて、騒音、悪臭、水質などの調査を行っておりますけれども、規制基準値内ということで、結果が出ているところでございます。

続きまして、節17備品購入費の85万4千円でございます。

こちら、主にリサイクル施設で使用する乗用草刈り機、スポットクーラーなどの購入費でございます。

続きまして、目4リサイクル施設運営費（処理棟）、節10需用費の6,561万1,312円でございます。

こちら、主に光熱水費やプラントの点検及び破碎機などの補修費などでございます。

続きまして、節12委託料の2億6, 717万407円でございます。

こちらは、主要な施策の成果に関する説明書の6ページに、主要事業の成果を載せておりますので、御覧頂ければというふうに思います。

備考欄でございますけれども、施設運転管理業務委託料の2億5, 765万9, 490円でございます。

こちらは、リサイクルプラザ処理棟の運転管理業務を西部広域環境事業協同組合に委託をしております。

その下、乾電池などの資源ごみ運搬処理委託料でございます。

こちらは、主に乾電池、蛍光灯などの運搬処理、コンクリートブロックやガラスなどの処理困難物の処理となっているところでございます。

こちらは、先ほどの主要な施策の成果に関する説明書の7ページですね。

クリーンエコランドで説明した隣のページになりますけれども、7ページのほうに、搬入ごみの状況ということで、表を載せておりますのでこちらで説明していきたいと思います。

この表につきましては、令和6年度の種類別・地区別の搬入ごみ量でございまして、各構成市町とも2列目の不燃粗大ごみ、それと3列目の資源ごみにつきましては、見込み量よりも、実際の搬入量が減少しております。

右下の合計欄で申しますと、不燃粗大ごみの量につきましては、見込み量よりも約28.4%減というふうになったことから、処理に係る人件費それと運転経費、あと破碎ごみ残渣等の運搬費などが抑えられまして、不用額が多くなったところでございます。

また、1番右の資源ごみの搬入量につきましても、見込みよりも約18.1%の減ということになりますて、こちらも運搬に係る経費などが抑えられたことから、不用額が出たというところでございます。

そうしましたら、決算書の20ページ21ページに戻っていただきたいと思います。

款4公債費、項1公債費、目2利子、節22償還金利子及び割引料の7, 739万70円でございます。

こちらは、一般廃棄物処理事業債と防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債の利子償還金でございます。

このうち、令和5年度の防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債、こちらの借入利率が、当初の見込みよりも低かったということから、不用額が発生しているところでございます。

続きまして、令和6年度の実質収支に関する調書を御説明いたしますので、23ページをお願いいたします。

令和6年度は、歳入総額17億7, 491万8, 973円に対しまして、歳出総額が16

億1, 355万1, 923円となり、歳入歳出差引額が1億6, 136万7, 050円となりまして、実質収支額も同額となっているところでございます。

続きまして、令和6年度の財産に関する調書を御説明いたします。

25ページ26ページをお願いいたします。

1の公有財産でございますけれども、昨年度末までに整備をいたしました佐賀東部クリーンエコランド、こちらにつきましては、施設完成後に土地、それから建物等いずれも扱っておりませんので、面積の変動はございませんでした。

二つ目の物品でございますけれども、こちらは本組合が準じております鳥栖市財務規則第94条の中に、購入価格50万円以上の物品が記載の対象ということになっておりますので、今回新たに購入いたしました乗用草刈機の1台、こちらを計上しているところでございます。

3の債権と4の基金につきましては、いずれも保有はしていないところでございます。

以上で、議案第6号「令和6年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について」の御説明とさせていただきます。

御審議の程よろしくお願ひいたします。

松隈清之議長

はい、ありがとうございます。

では、引き続き監査委員の決算審査の結果について報告を求めます。

大川隆城監査委員

議長。

松隈清之議長

大川監査委員。

大川隆城監査委員

はい。失礼いたします。

監査委員の大川でございます。

監査報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定によりまして、令和7年6月30日に、令和6年度佐賀県東部環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査を行いました。

決算審査に当たりましては、提出されました歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに証票類その他の関係諸帳簿により、慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告いたします。

審査に付されました、歳入歳出決算書の調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の形相については、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適

正に処理されているものと認めます。

以上、決算審査報告とさせていただきます。

松隈清之議長

はい、決算審査の結果報告が終わりました。

これより質疑を行います。

中野均議員

はい。

松隈清之議長

中野議員。

中野均議員

ちょっと1点だけ、説明をお願いしたいと思います。

次期リサイクル施設整備に係る敷地の樹木伐採の工事でございますけど、先だっての説明会においてはですね、樹木については、2,300本ぐらい伐採しなくちゃいけないということで、そのうち末口20cmですか。売払いができるのが。1,000本ございますということで、この固定価格買取制度について、1,233万4,800円ということになっておりますけど、その樹木の売却のですよ、本当にそのお金が妥当だったのかどうかは、評価はどのようにされたかお聞きします。

例えば、我々だったらですね、森林組合がずっとございますので、そういうところに本当に妥当かどうか確認することはお願いしたりするわけですけど、この辺どのようにされたかお聞きします。

三澄洋文事務局長

議長。

松隈清之議長

三澄事務局長。

三澄洋文事務局長

はい。今回ですね、もともと2,000本あったうち1,000本相当を売却して、それを工事費の中で相殺しましてですね、減額ということでされたということを伺っております。

この1,000本につきましては、今おっしゃいましたように、長さが3m以上の幹回りが20cm以上の樹木が対象ということで、それに該当するものがこのF.I.Tの制度を活用できるということできたと伺っておりますけれども、その際の売却といいますか、減額に資するような単価ですね、こちらのほうの試算っていうのは、実際には業者の方から色々決められた単価でやったというふうに伺っておりますので、第三者的なところの意見といいます

か、そういうものはちょっと伺ってないというふうに聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

中野均議員

はい。

松隈清之議長

中野議員。

中野均議員

済んだことでございますので、もうとやかく言う必要ないですけど、ただやっぱりこういう売却するときはですよ、我々、皆さんが専門家だったら、もうそれでいいかも分からなわけですけれど、どうしても分からないとこは、専門の方がおられますので、それは参考にして聞くべきじゃないかと言う事だけ指摘しておきます。

松隈清之議長

他にありますか。

飛松妙子議員

はい。

松隈清之議長

飛松議員。

飛松妙子議員

はい。御説明ありがとうございます。

草刈機の件ですが、ぜひ効果のほうを教えていただきたいと思います。

三澄洋文事務局長

はい。

松隈清之議長

三澄事務局長。

三澄洋文事務局長

はい。この御質問つきましては、先日の議案説明会でもちょっと賜ったものですから、あれから少し調べさせていただきました。

実際ですね、この草刈りにつきましては、現リサイクル施設でやっているものでございまして、これまでの肩掛けの草刈機ですね、人が立って使うやつですけれども、こちらでやっていたものを乗用草刈機に変えたということで、所要する期間といいますか、そちらが大体夏場を中心に、年間で約8日間やっているということで、1日当たり約7時間の2名体制でこれまでやってきたというふうに伺っております。

6年度につきましては、これが1日当たり約1時間ということで、7時間から1時間の6時間短縮、あと2名体制を、1名体制でできたということで、トータルで年間約100時間の短縮効果があったというふうに伺っております。

この時間短縮効果に帰するものが、これまで肩掛け草刈りでやっていました例えば不注意や不慣れによる怪我とか事故とかそういったものが防止につながっていくということ。

それから、当然炎天下の中で作業しますから、熱中症リスクそういういったものが時間短縮効果によって大分抑制されるというふうなことで考えているところでございます。

あと、昼間やっておりました草刈りの時間帯で、どうしても時間外でやる業務等もあったかもしれませんけど、そういうコスト縮減も若干考えられるかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

松隈清之議長

飛松議員。

飛松妙子議員。

はい。ありがとうございます。

そうですね、7時間掛かっていたものが、1時間で短縮できたというのはとてもすごいなと思いました。

先日、県土木課が発注した草刈で1名死亡という事故のニュースもございましたので、今後ますます暑くなるこの夏対策、大変期待をしているところです。

ありがとうございます。

松隈清之議長

他にございますか。

吉富光三郎議員

はい。

松隈清之議長

吉富光三郎議員。

吉富光三郎議員

はい。決算書の11ページの雑入の中の焼却施設売電収入、これが増加していますけど、5市町のごみの可燃ごみの搬入は見込みより少なくなっていて、実際に売電価格が上がったということで、当初見込んでいた単価より上がったのか、実際発電自体は0.5%増加していると、見込みより。ということですから、そういう考え方でよろしいでしょうか。

三澄洋文事務局長。

議長。

松隈清之議長

三澄事務局長。

三澄洋文事務局長。

はい。今御質問がございました売却収入の分で、ごみの焼却が0.5%相当分増えているということでございます。

こちらはですね、売電収入というのは今回6年度より初めて計上しますものですから、もともとちょっと少なめに計上していたというところが大きな影響になっております。

焼却量としてはほぼ変わっていませんけれども、売電の見込みがやっぱり初めからちょっと上げておきますと、後でちょっと入れなかつたときの事もありますので、当初の見込みとしてはちょっと少なめといいますか、見込みが少なかつたということからの増額分ということでございます。

以上でございます。

吉富光三郎議員

はい。

松隈清之議長

吉富議員。

吉富光三郎議員

はい。とにかくですね、5市町の可燃ごみの搬入は、見込みより少なくて、実際のところ、発電量は見込みより0.5%多かったわけですね。

それで、当初の見込みが甘かったということでよろしいですね。早く言えば。

赤司隆則事業1係長

はい、議長。

松隈清之議長

はい、どうぞ。

赤司隆則事業1係長

事業1係長の赤司でございます。よろしくお願ひします。

こちらにつきましては、予算として歳入と歳出のやはり関係がありまして、前回もこういう御指摘頂いているのですが、要は安全運転をしていたというところで、歳出は多めに、歳入は少なめに上げている関係で、歳入は多く出る、歳出については見込みよりもやはり少なくなってしまうというところで御理解を頂きたいと思います。

吉富光三郎議員

はい、議長。

松隈清之議長

吉富議員。

吉富光三郎議員

17ページのリサイクル施設建設費の中の埋蔵文化財発掘調査業務委託料2, 416万4, 652円かな。これは、鳥栖市さんがあそこの山の土地購入費と、あと埋蔵文化財の調査費、恐らく当初で2億円ぐらいは負担するということで言われていたのですが、こういった決算書にも載っていますが、循環型社会形成推進交付金をもらう為に決算書に載せないといけないということでよろしいのでしょうか。

それと、歳入のほうはですよ、この議案概要の4ページの④の施設建設費の中のリサイクル施設建設費、鳥栖市さんだけで4, 545万ぐらい負担されていますが、歳入はこちらのほうでよろしいですか。

三澄洋文事務局長。

議長。

松隈清之議長

三澄事務局長。

三澄洋文事務局長。

今の文化財発掘調査業務委託料でございますけれども、おっしゃいますように、こちらは鳥栖市のほうで負担される分ということでございます。

今回は、負担金として鳥栖市から頂いたものを文化財委託調査として、鳥栖市の文化財の担当部署へうちのほうが委託をしまして文化財調査をされているということでございます。

今回、事業費につきましては、今おっしゃいましたように交付金に該当しますものですから、交付金を充てながら決算として上げているということでございます。

吉富光三郎議員。

はい。

松隈清之議長

吉富議員。

吉富光三郎議員。

はい。議案概要の4ページの鳥栖市さんだけ4, 545万負担金が入っていますけど、これが歳入のほうでよろしいということでいいですかね。その埋蔵文化財発掘の歳入としては。

三澄洋文事務局長

議長。

松隈清之議長

三澄事務局長。

三澄洋文事務局長

歳入で申しますと、この主要事項の説明書をちょっと見てもらってよろしいですか。

2ページの上の方に負担金というものを載せておりまして、鳥栖市のほうからはですね、3行目の建設負担金のリサ施設建設費1億38万6千円。

こちらが、先ほどおっしゃいました計画支援業務分が入っておりますので、まずこの負担金の中で鳥栖市の分だけ少し多めに頂いているということでございます。

そして、あくまで循環型交付金というのは、この事業に対する交付金ということになりますので、その差引き分は鳥栖市分ということになってまいります。

吉富光三郎議員

はい。

松隈清之議長

吉富議員。

吉富光三郎議員

はい。あれは令和5年度でしたか土地の購入費。要するに山の。あれは、令和5年度の決算書か何かに載っていたのですか。

あれは交付金の対象にはならないから、決算書にも載っていなかったのですか。

よければ教えてください。

三澄洋文事務局長

議長。

松隈清之議長

三澄事務局長。

三澄洋文事務局長

土地の用地取得ですね。事業用地の取得は鳥栖市の方でされているというふうに伺っておりますので、こちらに載ってないということでございます。

古賀通議員。

はい。

松隈清之議長

古賀議員。

古賀通議員。

みやきの古賀です。

決算書から 17 ページ。

款 3 衛生費、項 1 清掃費、目 1 リサイクル施設建設費の中で、12 委託料備考欄の敷地造成等実施設計業務委託料 2, 600 万、その下に技術支援として 341 万あるわけです。

こういう類型の入札なり、あるいはその業務なり、この形式がその下にもありますね。

事業選定アドバイザリー業務委託料（技術支援料）、12 委託料の焼却施設運営モニタリング業務委託料 3, 432 万。これも下のほうに技術支援ということで、4 か所同じ類型でしてあるのですが、これは競争入札なりプロポーザルなり、それなりに一体となって業務委託料を入札しているかどうか、この技術支援料というのは別個に計上しなければならないものかどうかお伺いします。

三澄洋文事務局長

議長。

松隈清之議長

三澄事務局長。

三澄洋文事務局長。

今、おっしゃいましたリサイクル建設分の委託料、敷地造成等、アドバイザリー業務関係、あと、下のほうで焼却施設も同じでございますけれども、これらにつきましてはですね、やはりちょっと専門性が高いということから一連した委託ということで、随意契約の方でさせていただいたということでございます。

以上でございます。

古賀通議員。

はい。

松隈清之議長

古賀議員。

古賀通議員。

はい。これは、随契でしてあるのですね、技術支援は。

上の方は、プロポーザルか入札競争入札でしてありますか。

三澄洋文事務局長

はい。

松隈清之議長

三澄事務局長。

三澄洋文事務局長

はい。全て随意契約ということをしているみたいでございます。

以上でございます。

古賀通議員。

はい。

松隈清之議長

古賀議員。

古賀通議員

敷地造成実施設計委託業務委託料、それから事業者選定アドバイザリー業務委託料、それから焼却施設運営モニタリング業務委託料、それぞれのこの委託料の中のそれぞれの積算する方が、ある程度この業務に対して知見者であるというような条件はなかったのですか。

全く無かったということですか。

古澤事業2係長

はい、議長。

松隈清之議長

古澤係長。

古澤事業2係長

はい。事業2係長をしております古澤と申します。

私の方からお答えをさせていただきます。

先ほど全て随契と申しましたのは、技術支援業務のことでございまして、次期リサイクル施設整備に係る選定アドバイザリー業務、こちらにつきましては当然、専門的な知識、並びに国の資格、過去の経験、うまくスケジュールを運ぶための知見というものは当然必要になりますので、ここについてはプロポーザルを実施しまして、そこで業者を選定いたしまして、最終的に事業者と随意契約を結んだという事務手続でございます。

他の技術支援につきましては全国都市清掃会議というのも国の公益財団法人がございますので、そちらで専門的な全国の施設を設計等に携わった方がおられますので、側面的な支援ということで、そちらについては随意契約をさせて頂いたということでございます。

以上でございます。

古賀通議員

はい。

松隈清之議長

古賀議員。

古賀通議員

通常、こういうふうに設計業務委託料というようなものは、多額の金額で委託するわけですが、それと技術支援というのは、ある程度中にこういう知見者がいて、そしてその知見者が、ある程度の積算の数字を出すと思うのですが、これ全てが造成、モニタリング、それから、それぞれの環境評価も全部この委託、こういう形式をとっておられます、これが通常ですか。

古澤事業2係長

議長。

松隈清之議長

古澤係長。

古澤事業2係長

はい。ごみ処理施設につきましてはやはりちょっと特殊性というものがやはり1番大きいというところでございますが、通常この事業者選定であったり、そういったものに関しては一般競争入札というのを用いるのではなくて、やはり知見であったり、経験というのが必要になりますので、プロポーザルという形、今の事業者選定も、そういった例で進めておりますけれども、そういった形で行うお金だけではなくて技術的な側面というものを加味して事業者を選ぶというところになっておりますので、そういったことからプロポーザルで随意契約を行ったと。

お金の面と技術の知見の面を両方あわせ持って事業者を選ばせていただいたというところでございます。

以上でございます。

松隈清之議長

他にございますか。

馬場茂議員

はい。

松隈清之議長

馬場議員。

馬場茂議員

先ほど吉富議員からの質問になんですけども、議案概要の4ページ、4の施設建設費の負担金ですね。

これが、鳥栖が令和6年度4, 545万3, 652円ですか。

これを出していただいております。

この分は、決算書の 17 ページ、12 委託料の中のどの部分が入っているのですか。

埋蔵文化財はもちろん入っていると思いますが。

三澄洋文事務局長

はい。

松隈清之議長

三澄事務局長。

三澄洋文事務局長

はい。今の御質問でございますけれども、この金額につきましては、まず鳥栖市で負担をされました、リサイクル施設の技術支援分、これが 7,640 万程ございまして、これから循環型社会形成推進交付金、こちらが 1,766 万 8 千円、今回の歳入で上げている分が差し引かれまして、あと、1,328 万 2 千円というのは、別に交付金として、実はあります、こちらは、5 年度から 6 年度に年度間調整で繰入れた分の繰越金、こちらが 1,328 万 2 千円。

この金額を差し引いた分が 4,545 万 3,652 円ということでございます。

以上でございます。

馬場茂議員

分かりました。

松隈清之議長

ほかございますか。

平野達矢議員

はい。

松隈清之議長

平野議員。

平野達矢議員

はい。一つだけですね。いわゆる焼却施設の運営についてですね。

この表で見ますと、搬入ごみ量の状況を見てみると、全体的にずっと見込みよりも少ないわけですね。

そうしますと、この業務委託料、いわゆる債務負担行為の限度ですね、要は量がどんどん減ってきた場合でも、焼却施設の運営業務委託料というのは、いわゆる機械を動かす時間が短くなるだけで、結局、運転するのは同じ金額でいかなければならないと思うわけですよね。委託料というのはね。

だから、その辺りは委託料の契約がどのようになっているのか。

例えば、これだけ量が減ってきた場合、あくまで随契でずっと来年度予算については、ずっと同じ金額の程度でいくのか、1割減ったから1割下げて随契をしていくのか、そうすると今度は債務負担行為の減額補正もしていかなければならないと思うわけですよね。

だから、その辺長期的な部分についてどう考えられておるのかですね。

これはなぜかというと、みやき町も大変財政が厳しくなってきております。そこの中で中長期の財政計画を立てる中で、非常にこの辺りが町の負担金という部分についても、しっかりととした数字を把握しながら、中長期の財政計画を立てていかなければならぬと思うわけですよ。

その辺りはどのように組合として考えられておるのか。

恐らくこのままいけば人口はずっと減っていくと思うわけですよ。

そうなると、やはりごみの量というのも減る可能性が大であると私は判断するわけです。

要は、同じ施設をずっと動かしていく、こうした中で建物償却それから機械の償却もありますから、その辺りも考えれば同額ぐらいでずっといかないとできないのではないかと考えますけれども。やはり1割以上、極端な話、もう不燃粗大はものすごくよそよりも少ないわけです。

可燃ごみ、資源ごみ、このあたりが響いてくると思いますけれども、どのように考えておられるのかお答え願います。

赤司事業1係長

はい。

松隈清之議長

赤司係長。

赤司事業1係長

はい。平野議員の御質問にお答えいたします。

まず、こちらの搬入ごみ量の見方につきましては、予算の立て方といたしまして、搬入ごみ量を予算の時点では10%ほど余裕を見て予算を計上しております。

組合の場合、資金がすぐショートしてしまうと、施設の運営に関わるものですから、そういった予算立てをしております。

今回ですね、7. 1%減というものにつきましては、実際に予定していたものよりも3%ほど多いというごみ量になっております。

それから、焼却の運営につきましては、入札時点で30年間の額ということで入札しております。

それを30年間でずっと固定ということでやってきておりますので、要は業者としては、

余りにもこの年は補修がある、この年はないとかいって、増減があるようなものではなくて、ある程度30年間ずっと同じぐらいの金額で並べて支払うようにという契約になっておりますので、ごみ量の推移というのは、注視してまいりますけれども、委託料につきましては30年間、あまり変わらないような金額でお支払いしていくというような契約になっております。

以上です。

平野達矢議員

はい。

松隈清之議長

平野議員。

平野達矢議員

はい。 そうした場合、今、合計で7. 1%の減ということです。

で、要は1割増しでので差額が3%増ということですね。それは理解できますけれども、今後のごみ量の変化の推移は、非常に大事だと思うわけですよ。

あくまで30年間の債務負担の中で、年ごとに若干の上下はあると思いますけれども、その辺りが極端に、例えば2割も減ったということになると、やはりそこは業者ともある程度、交渉の余地はないじゃないかなと思うわけです。

あくまで30年間の総額予算の中で、毎年の予算を組むってことだけ言っていいものかどうかですね。

このあたりはどのように考えられているのか。

赤司事業1係長

はい。

松隈清之議長

赤司係長。

赤司事業1係長

はい。ごみ量の推移というものはやはり30年間ですね、ずっと私たちも計画立ててやっているわけです。

確かに御心配頂いているとおり、これから人口が減っていくと、ごみ量も減っていくというようなことにもつながりかねませんが、ごみは確かに減らすのは大事ですけれども、焼却炉にとつては、あまりごみ量が減り過ぎると今度効率が悪くなりますので、やはり私たちも、業者さんとしっかりとお話ししながら、今後の委託のやり方というよりは、運転の方法を検討していかなければならぬと。

こちらについては、30年間というリスクを背負っておりますので、しっかり考えて、いかなければならないと思っております。

平野達矢議員

はい。

松隈清之議長

平野議員。

平野達矢議員

いわゆる30年という長期にわたる中で、やはり社会構造の変化というのは相当出てくると思うわけです。

契約書の中にどのように謳ってあるのかですね。

あくまで30年間の総額予算ということで総額の契約ということ、これを動かすことができるようになっているのかどうか。

契約書を見たことありませんので、そのあたりがどんな契約になっているのかを伺います。

赤司事業1係長

はい。

松隈清之議長

赤司係長。

赤司事業1係長

はい。基本的にはなっておりません。

やはり、業者としても30年間私たちのごみを処理して下さいということでお願いしたものを受けられているわけですので、どちらかというとごみ量が減ることについては、組合の責任ということになってまいりますので、仮に何か費用が発生したということになれば、そこはまた業者と協議になるというふうに考えております。

その協議については、きちんと条項はあります。

平野達矢議員

はい、分かりました。

園田邦広議員

議長。

松隈清之議長

園田議員。

園田邦広議員

みやき町の園田です。一点お伺いします。

3款の清掃費、1項の清掃費、3目リサイクル施設運営費ということで、11節役務費。19ページになります。

ポケットパーク汲取り手数料12万8,150円というのを計上されておりますが、このポケットパークというのがよく分かりません。

パークというのは公園だろうと思いますが、どこにあるのかですね。

そして、この汲取りとなっておりますので、浄化槽を設置してあるのかなと思いますがその辺の説明をお願いします。

相浦事務局次長

議長。

松隈清之議長

相浦事務局次長。

相浦事務局次長

はい。今、園田議員さんから御質疑を頂きましたポケットパークというものは、リサイクルプラザに管理道路から入るところの左手のほうにトイレがございます。

あそこのトイレはですね、外部の方、来場者や一般の方がご使用されて、ポケットパークのトイレの汲取り料として支払いをさせて頂いているところです。

それと、ポケットパークのもう一つの位置としましては、右上に東屋があって休憩する場所がございますけれども、そこも含めましてポケットパークという位置づけがされております。

以上です。

松隈清之議長

他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

それでは、質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

第6号議案について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

御異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号「令和 6 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について」は、原案のとおり認定することに決しました。

~~~~~

**日程第 6 議案第 7 号 令和 7 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算  
(第 1 号)**

**松隈清之議長**

日程第 6 、議案第 7 号「令和 7 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

**三澄洋文事務局長**

議長。

**松隈清之議長**

三澄事務局長。

**三澄洋文事務局長**

はい。続きまして、議案第 7 号「令和 7 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第 1 号）」につきまして御説明をいたします。

資料につきましては、「令和 7 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第 1 号）」と  
いうことで、そちらのほうの 1 ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5,220 万 9,000 千円の追加をお願いいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 6,537 万円とさせて頂くものでございます。

ページは飛びまして、6 ページをお願いいたします。

こちら事項別明細でございます。

まず歳入でございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 衛生費国庫補助金、節 1 清掃費国庫補助金 915 万 8 千円の減額でございます。

これにつきましては、令和 6 年度の循環型社会形成推進交付金、こちらの対象事業でござ

います埋蔵文化財発掘調査業務委託、こちらが先ほど決算で申し上げましたように減額となりまして、また、その他の交付金対象事業におきましても、入札残が生じましたことから、令和6年度の交付金で915万8千円の余剰金が出たものでございます。

この余剰金となった交付金につきましては、年度間調整により、令和7年度に充てますことから、令和7年度交付金から、この余剰金相当額分を減額するものでございます。

続きまして、その下、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の1億6,136万7千円でございます。

こちらは、令和6年度の決算で申しました実質収支額でございます。

次に歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節22償還金利子及び割引料の1億5,220万9千円でございます。

こちらは、令和6年度決算に伴います組合負担金の精算金でございまして、議案概要、こちらのほうの4ページに令和6年度の負担金収入精算表というものを載せておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

この4ページで説明いたしますと、まず上のほうに書いておりますように、構成市町負担金の精算の考え方でございます。

①の組合運営費分から⑤の建設協力金分に項目を分けまして、それぞれ6年度の収支より負担金額を算出しまして、その合計額を既に受入れた受入済額から差し引いたものを今回の返還額とさせていただいたところでございます。

それでは、①の組合運営費分から順次説明いたします。

こちらは、議会費や総務費などの歳出総額2億3,771万5,705円より、繰越金などの歳入総額4,507万3,986円を差し引いた額、1億9,264万1,719円が精算後の総負担金額となっております。

この額を、均等割の10%、それと全てのごみの排出量90%の負担率で按分した額が、この表の1番右の負担金額となっているところでございます。

続きまして、②の焼却施設運営費分の算定でございます。

こちらも、算定方法は同じでございます。

焼却施設運営費の歳出総額からごみ手数料や売電収入などの歳入分を差し引いた額、2億5,319万521円。

こちらが、精算後の総負担金額になりまして、この額を均等割の10%、それと、可燃ごみ排出割の90%の負担率で案分した額が、1番右の負担金額ということになっております。

続きまして、③の現リサイクル施設運営費分でございます。

こちらはまず、歳出分を構成市町ごとに算出をいたします。

表の中ほどにございます、負担額（E）の総額3億922万3,349円を均等割の10%と、粗大、不燃、資源ごみの排出割90%の負担率で按分した額が、構成市町ごとの歳出分でございます。

次に歳入分も構成市町ごとに算出いたします。

資源化物の欄、こちらは各市町より搬入される資源化物の処理費と売扱い金でございますので、これらを相殺した結果を示しました資源化物処理経費合計（F）。こちらが、構成市町ごとの歳入分となります。

この歳出分である負担額（E）から歳入分である資源化物処理経費合計（F）を差し引いた分の額が1番右の負担金額となっております。

続きまして、④の施設建設費分でございます。

中ほどにある公債費の負担金額ⅰの総額7,739万70円とリサイクル施設建設費の負担金額ⅱの総額5,470万7,032円につきましては、これらに対する歳入はございませんので、それぞれの総額に対しまして、均等割10%、人口割90%の負担率で案分し算出を行っております。

あと、リサイクル施設建設費負担金額ⅲ、こちらの総額4,545万3,652円につきましては、鳥栖市負担の交付金対象事業でございますリサイクル施設計画支援業務7,640万3,652円から交付金額の3,095万円を差し引いた額となっているところでございます。

この負担金額ⅰから負担金額ⅲを合計した金額が、1番右の合計金額ということとなっております。

次に、⑤の建設協力金分でございます。

こちらは、令和6年度の負担金額6,500万円を鳥栖市を除く1市3町で負担をされておりますので、1市3町での均等割10%、人口割90%の負担率にて按分し算出をしております。

この結果を、1番下の集計及び返還額一覧表で表しております。

既に御負担を頂いております⑧のR6負担金受入済額から今回の精算額でございます⑥の負担金額と⑦の国交付金年度間調整額の合計額を差し引いた額、こちらが今回の返還額ということさせていただいているところでございます。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**松隈清之議長**

はい、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**松隈清之議長**

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**松隈清之議長**

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号「令和7年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、令和7年8月佐賀県東部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

**午後3時12分 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 松隈清之

議員 中川原豊志

議員 原口 ひエよ